

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月26日

【会社名】 ダイキン工業株式会社

【英訳名】 DAIKIN INDUSTRIES,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岡野幸義

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル

【縦覧に供する場所】 ダイキン工業株式会社東京支社
(東京都港区港南2丁目18番1号JR品川イーストビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長である岡野幸義は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

当社は、平成20年2月14日の取締役会で承認された「グローバル経理規程」及び平成20年11月1日制定の「内部統制運営要領」に基づき評価手続を実施いたしました。

本評価については、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算し、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達するまでの事業拠点（販売拠点）と、売上高（連結会社間取引消去前）の大きい重要な事業拠点（製造拠点）を対象といたしました。評価対象とする勘定科目は、対象となる会社の事業目的に大きく関わる勘定科目として、販売拠点では売上と売掛金を、製造拠点では仕入と棚卸資産と固定資産を評価対象といたしました。

さらに、選定した事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が比較的高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

また、決算・財務報告に係る業務プロセスについては、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点を除き、質的重要性の観点から評価することが適切であると判断した子会社を対象としております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載したように当社サービス本部及び一部の子会社における財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断しました。この一部の部門における重要な欠陥の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社サービス本部及び一部の子会社において、工事売上上の計上手続き及び工事仕掛(棚卸資産)の計上で不適切な会計処理がなされており、過去(平成15年度から平成20年度第3四半期まで)の決算訂正を平成21年6月2日に行いました。

サービス本部及び一部の子会社における過去の不適切な会計処理は、部門特有の予算の策定及び管理プロセスにおける増益圧力を起因とし、適切な工事売上及び工事仕掛の計上手続き及び承認手続の運用が不十分であったこと、また決算・財務報告のモニタリングを行うべき複数の責任者が不適切な会計処理に関与したことに加え、経理財務本部の当該部門に対するモニタリングが十分に機能していなかったことが複合的な原因となって起こったものです。

上記の事案発覚が年度末間際になったため、全ての再発防止策の確立・運用までには至らなかったことが、事業年度の末日において重要な欠陥と判断した理由であります。

なお、当事業年度末の工事売上及び工事仕掛の計上については、該当取引について再照合等を実施し、その結果はすべて適切に財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

上記の重要な欠陥を是正するために、サービス本部及び一部の子会社での適切な工事売上及び工事仕掛の計上手続き及び承認手続の運用を徹底するための体制を設け、運用を行っております。また、会計処理や予算・実績管理のモニタリングの充実、各事業部門や各連結子会社の会計管理単位の経理業務を担当する最高職責者である「経理責任者」の機能強化、経理財務本部の陣容強化、及び各事業部門や連結子会社へ経理に精通した人材を提供するとともにローテーションを図ることで、信頼性のある財務報告の作成のための適切な仕組みを構築・強化してまいります。

4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載されたサービス本部等での適切な工事売上及び工事仕掛の計上手続き及び承認手続の運用に係る重要な欠陥を是正するために、事業年度末日後に、サービス本部等での日常的なダブルチェックの導入、決算データの検証手続の強化を実施し、内部統制報告書提出日までに当該是正後の内部統制の整備及び運用状況の評価を行いました。評価の結果、内部統制報告書提出日において、サービス本部等での適切な工事売上及び工事仕掛の計上手続き及び承認手続の運用に係る内部統制は有効であると判断しました。これにより、当社における重要な欠陥は解消されております。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。